

オープンカウンター方式による見積依頼の公示

令和7年7月16日

分任支出負担行為担当官
秋田港湾事務所長 小岩 利弘

1. オープンカウンター方式による見積合わせに付する事項

- (1) 件名 小型乗用自動車(秋田 501 ゆ 3873)12ヶ月点検整備
(電子調達対象案件)
- (2) 仕様等 仕様書のとおり
- (3) 履行期限 契約締結日から令和7年8月28日まで
- (4) 引渡場所 能代市大町5-36 能代法務合同庁舎1階
東北地方整備局 秋田港湾事務所 能代港出張所
- (5) 電子調達システムの利用

本件は電子調達システムで行う対象案件である。電子調達システムによりがたい場合は、紙により見積書を提出すること。

2. 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 東北地方整備局から指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (4) 電子調達システムによる場合は、電子認証(ICカード)を取得していること。

3. 問合せ先

〒011-0945

秋田県秋田市土崎港西一丁目1-49

国土交通省東北地方整備局秋田港湾事務所 総務課品質管理係

電話番号：018-847-2511

4. 仕様書等の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 別表のとおり
- (2) 配布場所
 - ① 紙媒体による配布場所 上記3に同じ
 - ② 電子調達システムのURL <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>

5. 見積書の提出方法、提出期間及び場所

(1) 提出方法

電子調達システム又は持参、郵送若しくは信書の送達により提出するものとする。なお、紙により見積書を提出する場合は押印の省略を可とする。ただし、押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記すること。

(2) 提出期間 別表のとおり

(3) 提出場所 上記3. に同じ

6. 見積合わせの日時及び場所

(1) 日時 別表のとおり

(2) 場所 上記3. に同じ

(3) 見積参加者の立ち会いは求めないものとする。

7. 見積書の記載金額

見積書には、調達に要する一切の費用の合計金額を記載すること。なお、調達物品等の価格のほか、配送費等の諸経費、消費税及び地方消費税額の項目別の内訳を記載すること。ただし、電子調達システムによる場合は、消費税及び地方消費税を含まない金額を記載し、見積書提出時に（又は、契約の相手方に決定した後）、当所が求める場合は速やかに内訳書を提出すること。

8. 契約の相手方の決定方法

(1) 有効な見積りを行った者のうち、予定価格の制限の範囲内の見積価格で、当所に最も有利になる見積りを行った者を契約の相手方とする。

(2) 契約の相手方となるべき同価格の見積りを行った者が二人以上あるときは、くじ引きで決定する。参加することができない場合は、その者に代わって当所の契約事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(3) 見積合わせの結果は、電子調達システムあるいは紙により別途通知する。

9. 契約保証金の納付 免除

10. 契約書の作成又は請書の提出の要否 不要

11. その他

(1) 当所の都合により見積合わせを取りやめることがある。

(2) 使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時及び単位は計量法（平成4年法律第51号）による。

(3) 詳細は、「東北地方整備局秋田港湾事務所オープンカウンター方式実施要領」及び仕様書並びに見積依頼書による。

以 上

別 表

見積合わせ手続きに係る期限等

4. 仕様書等の配布期間	令和7年7月16日（水）から令和7年7月29日（火）まで（紙による配布を希望する場合は、当該期間中の土曜、日曜及び祝日を除く8時30分から17時15分まで。）
5. 見積書の提出期間	令和7年7月23日（水）から令和7年7月29日（火）まで（紙による提出を希望する場合は、当該期間中の土曜、日曜及び祝日を除く8時30分から17時15分まで。ただし、最終日については、16時00分を見積書の提出期限とする。）
6. 見積合わせの日時	令和7年7月30日（水） 9時00分

令和7年7月16日

オープンカウンター方式見積合わせ参加業者様

分任支出負担行為担当官
秋田港湾事務所長 小岩 利弘

見 積 依 頼 書

下記の事項について、オープンカウンター方式による見積合わせに付しますので、見積書を提出願います。(なお、本件は電子調達システムで行う対象案件です。電子調達システムによりがたい場合は、紙により見積書を提出してください。)

記

1. 件 名 小型乗用自動車(秋田 501 ゆ 3873)12ヶ月点検整備
(電子調達対象案件)
2. 履 行 期 限 契約締結日から令和7年8月28日まで
3. 引 渡 場 所 能代市大町 5-36 能代法務合同庁舎 1階
東北地方整備局 秋田港湾事務所 能代港出張所
4. 仕 様 書 等 別添のとおり
5. 見 積 書 提 出 場 所 東北地方整備局秋田港湾事務所 総務課品質管理係
6. 見 積 書 提 出 期 限 令和7年7月29日 16時00分
7. 見 積 合 わ せ 日 時 令和7年7月30日 9時00分
8. 契 約 書 等 の 要 否 不要
9. その他

- (1)紙により見積書を提出する場合は、持参、郵便及び許可された民間事業者による信書の送達による見積りを認めます。見積書の提出にあたっては、見積書を封筒に入れ、件名及び提出者名を記載してください。また、見積書の押印を省略する場合は、封筒に押印省略の旨を朱書きし、かつ、見積書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載してください。
- (2)見積りにあたっては、調達物品等毎に単価及び金額並びに経費毎の金額の内訳を記載してください。ただし、電子調達システムによる場合は、見積書提出時に(又は、契約の相手方に決定した後)、当所が求める場合は速やかに内訳書を提出してください。
- (3)見積書に記載する金額は、紙により見積書を提出する課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税を含めた金額を記載してください。電子調達システムにより見積書を提出する場合は、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含めない金額を記載してください。

- (4) 電子調達システムでは、見積参加者の利便性向上のため、電子くじ機能を実装しています。電子くじを行うには、見積参加者が任意で設定した 000～999 の数字が必要になりますので、電子による見積事業者は、電子調達システムで電子くじ番号を入力し、紙による見積事業者は、見積書の余白に「電子くじ番号〇〇〇」と記載してください。
- (5) 本件参加にあたっては、「東北地方整備局秋田港湾事務所オープンカウンター方式実施要領」を熟読願います。
- (6) 仕様書を受理した者のうち、上記 6. に示す提出期限までに見積書の提出がないときは、本件への見積合わせを辞退したものと見なします。
- (7) 本件の仕様に関する質問は、東北地方整備局秋田港湾事務所総務課品質管理係にお問い合わせください。
- (8) 本件は、発注者の都合により、予告なく中止にすることがあります。

(本件に関するお問い合わせ先)

〒011-0945

秋田県秋田市土崎港西一丁目1-49

国土交通省東北地方整備局秋田港湾事務所

総務課品質管理係

電話番号：018-847-2511

仕様書

件名 小型乗用自動車（秋田501㍻3873）12ヶ月点検整備

1. 概要

本仕様書により、12ヶ月点検整備等を行うものである。

2. 車種別

車種	登録番号	年式	摘要
小型乗用自動車	秋田501㍻3873	平成25年8月	日産 セレナ 型式：DBA-NC26 車体番号：NC26-014205

3. 履行期限

契約締結日から令和7年8月28日までとする。

4. 引渡場所

能代市大町5-36 能代法務合同庁舎1階
東北地方整備局 秋田港湾事務所 能代港出張所

5. 定期点検及び車体整備

5-1 12ヶ月点検整備 1式

昭和26年8月10日運輸省令第七十号別表第六（自家用乗用自動車等の定期点検基準）に定める1年（年間走行距離1万キロを超える）ごとの点検

5-2 車体整備 1式

別紙に定める整備実施項目とし、他に部品交換及び修理を要する場合は、事前に当所係官と協議するものとする。

6. 交換部品及び消耗品

メーカー純正品、又は同等以上の品質をもったメーカー推奨品の新品を使用すること。ただし、消耗品以外については調達可能な限り、グリーン購入法の判断の基準に適合した自動車リサイクル部品（リユース部品、又はリビルド部品）を新品に優先して使用すること。

7. 検収

本仕様書のとおり履行されたことを、当所係官が検査確認したことをもって検収とする。

8. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- 1) 本業務において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。
また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
- 2) 1) により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合は、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- 3) 1) 及び2) の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講ずることがある。
- 4) 本業務において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

9. 個人情報に関する取扱いについて

- 1) 受注者は、この契約を履行するために発注者から提供された個人情報について、紛失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2) 受注者は、発注者から提供された個人情報を第三者に漏らし、又はこの契約以外の目的に利用してはならない。
- 3) 受注者は、発注者から提供された個人情報をこの契約以外の目的で複製してはならない。また、契約期間終了時には、複製した当該個人情報の消去を行い、発注者から提供された個人情報が記録された媒体の全てを返却しなければならない。
- 4) 受注者は、発注者から提供された個人情報が外部に漏洩するおそれがある場合は、速やかに発注者へ報告しなければならない。
- 5) 受注者は、発注者から提供された個人情報について、発注者の承認がある場合を除き、第三者にその取扱いを伴う業務を再委託してはならない（再委託先が委託先の子会社・関連会社である場合も含む。）。
- 6) 受注者は、発注者から提供された個人情報について、受注者又は再委託先の責に帰すべき事由により漏えい、紛失、き損その他の事案が発生した場合、受注者はこれにより発注者又は第三者に生じた一切の損害について賠償の責を負わなければならない。

10. 支 払

給付完了後、受注者の適法なる請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

11. そ の 他

本仕様書に記載なき事項等について疑義が生じた場合には、両者協議のうえ決定するものとする。

以 上

